

生衛ニュース大分

大分県生活衛生
営業指導センター
大分市長浜町
1-12-3
電話097-537-4858

青色申告を始めてみませんか

二月十五日から確定申告がはじまります。一定水準の記帳をし、その記帳に基づいて正しい申告をする人に対し、所得金額の計算などについて有利な取扱いが受けられる青色申告の制度があります。

青色申告をするためには、青色申告をしようとする年の三月十五日までに「所得税の青色申告承認申請書」に必要な事項を記載して、所轄税務署に提出する必要があります。新たに開業された方は、原則として開業の日から二か月以内に提出して下さい。「所得税の青色申告承認申請書」などの申請や届出の様式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意されております。

青色申告について

1 まず、白色申告との違い

わが国の所得税及び法人税における原則的な申告方法は、白色申告です。原則的方法であるために、特例措置である青色申告の「青色申告書」のような「白色申告書」は存在しませんが、税法上、「青色申告書以外の申告書」と呼ばれ、特段申告法が変わるわけではありませぬ。

税法上認められた青色申告特有の各種特典(所得税法では青色申告特別控除、専従者給与、純損失の繰越や減価償却等の優遇措置、法人税法上では欠損金の繰越)が無いが、または縮小されます。収支計算を行い、所得

を算出し、確定申告を行う際は青色申告とならば変わりがありませんが、申告書に添付する必要のある書類の種類などにおいて相違が見られます。

また、一般に白色申告による申告は、青色申告に適用される租税特別措置が適用されないため、青色申告より税額が大きくなります。

複式簿記等、一定水準の記帳義務を負いませんが、原始記録(領収書等)の保存は青色申告と同様原則7年間求められます。

税務調査を受けた際、青色申告をしている納税者には、国税庁は推計課税を行いませんが、白色申告の納税者には必要に応じて所得を推計し、課税が行えることとされて

2 青色申告制度の概要

わが国の税制は、納税者が自ら税法に従って所得金額と税額を正しく計算し納税するという自主的申告納税制度がとられています。

1年間に生じた所得金額を正しく計算し申告するためには、収入金額や必要経費に関する日々の取引の状況を記帳し、また、取引に伴い作成した受け取ったりした書類を保存しておく必要があります。

一定水準の記帳をし、その記帳に基づいて正しい申告をする人については、所得金額の計算などについて有利な取扱いが受けられる青色申告の制度があります。青色申告

をすることができるとは、不動産所得、事業所得、山林所得のある人です。

3 青色申告の申請手続

(1) 原則

新たに青色申告の申請をする人は、その年の3月15日までに「青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

(2) 新規開業した場合

(その年の1月16日以後に新規に業務を開始した場合)

業務を開始した日から2か月以内に「青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出してください。

(3) 相続により業務を承継した場合

その年の1月16日以後に業務を承継した場合は、業務を承継した日から2か月以内に「青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出してください。

しかし、青色申告をしていた被相続人の業務を承継した場合は、被相続人の死亡による確定申告書の提出期限である相続の開始を知った日の翌日から4か月以内(ただし、その期限が青色申告の承認があったとみなさ

れる日後に到来するとき、その日)までに「青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出してください。

これらのことをまとめ、青色申告承認申請書の提出期限を示すと、次のとおりとなります。

① 原則

青色申告の承認を受けようとする年の3月15日

② 新規開業した場合

(その年の1月16日以後に新規に業務を開始した場合)

業務を開始した日から2か月以内

③ 被相続人が白色申告者の場合

(その年の1月16日以後に業務を承継した場合)

業務を承継した日から2か月以内

④ 被相続人が青色申告者の場合

(死亡の日がその年の1月1日から8月31日)

死亡の日から4か月以内

⑤ 被相続人が青色申告者の場合

(死亡の日がその年の9月1日から10月31日)

その年12月31日

⑥ 被相続人が青色申告者の場合

(死亡の日がその年の11月1日から12月31日)

翌年2月15日

4 青色申告者の帳簿書類とその保存

青色申告の記帳は、年末に貸借対照表と損益計算書を作成することができ、このような正規の簿記によるものが原則ですが、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳のような帳簿を備えて簡易な記帳をするだけでもよいことになっています。これらの帳簿及び書類などは、原則として7年間保存することとされていますが、書類によっては5年間でよいものもあります。

これらの中には、青色申告の特典のうち、主なものは、次のとおりです。

5 青色申告の特典

(1) 青色申告特別控除

不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則、一般的には複式簿記により記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表を損益計算書とともに確定申告書に添付して確定申告期限内に提出している場合には、原則としてこれらの所得を通じて最高65万円を控除することとされています。

(2) 青色申告の特典

青色申告の特典のうち、主なものは、次のとおりです。

(1) 青色申告特別控除

不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則、一般的には複式簿記により記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表を損益計算書とともに確定申告書に添付して確定申告期限内に提出している場合には、原則としてこれらの所得を通じて最高65万円を控除することとされています。

(2) 青色申告の特典

青色申告の特典のうち、主なものは、次のとおりです。

(3) 貸倒引当金

事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、その事業の遂行上生じた売掛金、貸付金などの貸金の貸倒れによる損失の見込額として、年末における貸金の帳簿価額の合計額の5.5%以下の金額を貸倒引当金勘定へ繰り入れたときは、その金額を必要経費として認めるといふものです。

(4) 純損失の繰越しと繰戻し

事業所得などに損失(赤字)の金額がある場合で、損益通算の規定を適用してもなお控除しきれない部分の金額(純損失の金額)が生じたときには、その損失額を翌年以後3年間にわたって繰り越して、各年分の所得金額から控除します。

(2) 青色事業専従者給与

青色申告者と生計を一にしている配偶者やその他の親族のうち、年齢が15歳以上で、その青色申告者の事業に専ら従事している人に支払った給与は、事前に提出された届出書に記載された金額の範囲内で専従者の労務の対価として適正な金額であれば、必要経費に算入することができます。なお、青色事業専従者として給与の支払を受ける人は、控除対象配偶者や扶養親族にはなれません。

平成二四年一〇月二九日、厚労省健康局長より都道府県知事等に対し、受動喫煙防止対策の徹底を求めた通知が発出されました。これによると、改めて平成二二年健康局長通知で示した基本的な方向性等を踏まえた対策の徹底を求める内容となっております。

受動喫煙防止対策の徹底について

健康増進法(平成一四年法律第103号)第25条に規定された受動喫煙の防止については、「受動喫煙防止対策について(一)平成二二年健康局長通知」において、その必要な措置の具体的な内容及び留意点、今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性等を示している。受動喫煙防止対策については、平成二二年六月一八日に閣議決定された「新成長戦略」では「受

「動喫煙の無い職場の実現」が目標として設定され、また、平成二十四年六月八日に閣議決定された「がん対策推進基本計画」や平成二十五年度から開始される「健康日本21(第二次)」では、受動喫煙に関する数値目標が盛り込まれるなど、これまで以上の受動喫煙防止対策の徹底が求められている。

このような状況を受けて、平成二十二年健康局長通知において示した基本的な方向性等を踏まえた受動喫煙防止対策の徹底について、改めて、関係方面への周知及び円滑な運用に御配慮をお願いしたい。

以上が通知の内容です。

ここで、平成二十二年健康局長通知において示した基本的な方向性とは、以下の三点のことです。

一 今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。

二 一方で、全面禁煙が極めて困難な場合等においては、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進めることとする。

三 また、特に、屋外であっても子ども利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要である。

ご存知ですか「身体障害者補助犬法」

身体障害者補助犬とは、目や耳や手足に障害のある人のお手伝いをする犬のことで、ペットではありません。特別な訓練を受けているので、社会のマナーを守れますし、衛生面も管理されています。そのため、公共施設や交通機関、飲食店などいろいろな場所に同伴できます。しかし、補助犬への理解が進んでいないことから、同伴の受け入れを断られるケースがあります。

今般、県内の飲食店において盲導犬の同伴の受け入れを正当な理由がなく断るという不適切な事例があったとのことで、県から保健所に対し、施設への指導及び法の趣旨や内容の周知を求める文書が発出されました。補助犬の周知を知り、理解を広げましょう。

身体障害者補助犬法

1 障害のある人をサポートする身体障害者補助犬

身体障害者補助犬は体に障害のある人の目や耳、手足となつて働くよう訓練された犬で、「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の総称です。

それぞれ一定の訓練基準により訓練され、国が指定した法人から認定を受けています。盲導犬は、目に障害のある人と一緒に歩き、交差点や段差で止まったり、障害物や車の接近を知らせたりして、安全に歩けるようサポートします。体にハーネスという胴輪をつけています。介助犬は、体を自由に動かせない人の手足となり、落とした物を拾ったり、ドアの開閉をしたりする等、日常生活をサポートします。外出時には介助犬と書かれた胴着をつけています。聴導犬は、耳に

人たちへの意識啓発にも役立ちますので、ぜひ、活用してください。

3 身体障害者補助犬は特別な訓練を受け、衛生にも配慮しています

身体障害者補助犬は、特別な訓練を受け、適切な行動が取れるようにしつけられています。

また、補助犬を使う人には、補助犬の適切な行動や管理が義務付けられているので、補助犬の体は清潔に保たれ、狂犬病などの予防接種も定期的にかちんと受けています。そのため、公共施設はもちろん、多くの人が集まるデパートやホテル、病院、レストランへ補助犬を同伴することに問題はありませぬ。

2 公共施設などでは身体障害者補助犬の同伴が認められています

「身体障害者補助犬法」では、公共施設や公共交通機関、また、スーパーやレストラン、ホテルなど、不特定多数の人が出入りする民間施設などに、補助犬同伴の受け入れを義務付けています。厚生労働省では、補助犬の同伴受け入れについて、施設利用者の皆さんに知っていただくためのツールとして、「welcome!ほじょ犬」と書いてあるステッカーを作成しています。このステッカーを入口に掲示することで、補助犬使用者が安心して補助犬を同伴できますし、周囲の

「身体障害者補助犬法」では、公共施設や公共交通機関、また、スーパーやレストラン、ホテルなど、不特定多数の人が出入りする民間施設などに、補助犬同伴の受け入れを義務付けています。厚生労働省では、補助犬の同伴受け入れについて、施設利用者の皆さんに知っていただくためのツールとして、「welcome!ほじょ犬」と書いてあるステッカーを作成しています。このステッカーを入口に掲示することで、補助犬使用者が安心して補助犬を同伴できますし、周囲の

4 身体障害者補助犬はハーネスや表示のある胴着が目印です

盲導犬は白、または黄色のハーネス(胴輪)に、介助犬、聴導犬は胴着に、そ

れぞれ認定番号や補助犬の種類等を記載した表示をつけています。

補助犬使用者は、認定証の携帯が義務付けられているほか、補助犬の公衆衛生上の安全性を証明するため、手帳(「身体障害者補助犬健康管理記録」)を携帯しています。

トラブルを防ぐためにも、補助犬かどうかの確認が必要な場合は、事業者は補助犬使用者に認定証の提示を求めましょう。「認定証を確認させていただきませんか?」と声をかけることは、補助犬使用者に対して失礼には当たりませぬ。

補助犬に関することでトラブルがあった場合、補助犬使用者や受け入れ施設側からのトラブルに対応する相談窓口が、各都道府県、指定都市、中核市に設置されています。相談窓口では、必要に応じて保健所や人権擁護機関などの関係行政機関の紹介をしてくれます。

5 従業員が使用する身体障害者補助犬の受け入れも義務化

また、国等の事業所はもちろん、一定規模以上の民間企業(56人以上の労働者を雇用する事業主)でも、そこに勤務する身体障害者が補助犬を使用することを拒んではならないことになっています。ただし、補助犬の使用により、業務の遂行に著しい支障を及ぼす恐れのある場合、その他のやむを得ない事由がある場合はこの限りではありません。

また、国等の事業所はもちろん、一定規模以上の民間企業(56人以上の労働者を雇用する事業主)でも、そこに勤務する身体障害者が補助犬を使用することを拒んではならないことになっています。ただし、補助犬の使用により、業務の遂行に著しい支障を及ぼす恐れのある場合、その他のやむを得ない事由がある場合はこの限りではありません。

また、国等の事業所はもちろん、一定規模以上の民間企業(56人以上の労働者を雇用する事業主)でも、そこに勤務する身体障害者が補助犬を使用することを拒んではならないことになっています。ただし、補助犬の使用により、業務の遂行に著しい支障を及ぼす恐れのある場合、その他のやむを得ない事由がある場合はこの限りではありません。

また、国等の事業所はもちろん、一定規模以上の民間企業(56人以上の労働者を雇用する事業主)でも、そこに勤務する身体障害者が補助犬を使用することを拒んではならないことになっています。ただし、補助犬の使用により、業務の遂行に著しい支障を及ぼす恐れのある場合、その他のやむを得ない事由がある場合はこの限りではありません。

「特別企画…経営分析の方法」

(2) 安定性の分析(貸借対照表)

ア 支払能力の検討

支払能力とは、短期借入金、買掛金その他の経常費支払いについて、その準備ができていのかどうかを見るもので、その方法として流動比率と、当面の支払能力に対する当座比率(当座とは預金など現金と同じ性質のもの)に分けてみる事ができる。

流動比率は、次の算式であらわされる。

$$\text{◎ 利益比率率} = \frac{\text{流動資産} \div \text{流動負債}}{\times 100} (\%)$$

その基準は、一般に150%以上は優良で、150%以下は普通の経営。当座比率は、次の算式であらわされる。

$$\text{◎ 当座比率} = \frac{\text{当座資産} \div \text{流動負債}}{\times 100} (\%)$$

イ 売掛金と買掛金のバランス検討

売掛金と買掛金のバランスは、売掛仕入比率でみる。

$$\text{◎ 売掛仕入比率} = \frac{\text{売掛債権} \div \text{仕入債務}}{\times 100} (\%)$$

その基準は、100%以上。

ウ 設備投資の限度の検討

設備投資の限度はどれ位か、生衛業は設備が商品である業種とはいえ、不況の場合の資金繰りがどうか検討しておかなければならない。これは、固定比率を用いて検討する。

$$\text{◎ 固定比率} = \frac{\text{固定資産} \div \text{自己資本}}{\times 100} (\%)$$

その基準は、200%以内である。

$$\text{◎ 固定長期適合率} = \frac{\text{固定資産} \div \text{自己資本} + \text{長期負債}}{\times 100} (\%)$$

その基準は100%以下。

エ 資産の構成割合の検討

調達された資本が、形を変えてどのような資産内容となつて稼働しているか、一部に偏っていないか、均衡が保たれているかどうか、資産としてのバランスの良否の検討が必要である。

固定設備を中心とする企業であっても、固定資産は総資産の75%以内が妥当といえる。

今回は、「成長性の分析」を掲載する予定です。